石綿含有産業廃棄物、
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の
収集運搬及び積替え保管に関する指導方針

川口市環境部産業廃棄物対策課 (令和4年4月)

目 次

第1 指導方針の対象

- 1 指導方針の対象となる者
- 2 対象となる産業廃棄物の概要

第2 収集運搬及び積替え保管に関する事項

- 1 共通の事項
- 2 石綿含有産業廃棄物に関する事項
- 3 水銀使用製品産業廃棄物に関する事項
- 4 水銀含有ばいじん等に関する事項

第3 許可申請書等に添付する書類

- 1 石綿含有産業廃棄物(収集運搬業:積替え保管を除く。)の添付書類
- 2 石綿含有産業廃棄物(収集運搬業:積替え保管を含む。)の添付書類
- 3 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(収集運搬業:積替え保管を除く。)の 添付書類
- 4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(収集運搬業:積替え保管を含む。)の 添付書類

第4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する経過措置

- 1 既存の収集運搬業者(積替え保管を除く。)に係る許可証の交付
- 2 既存の収集運搬業者(積替え保管を含む。)に係る許可証の交付
- 3 既存許可業者に係る許可証の交付に係る手続きの期間
- 4 既存許可業者の許可証交付に係る特例

第5 石綿含有産業廃棄物の汚泥(石綿含有仕上塗材)に関する経過措置

- 1 既存の収集運搬業者(積替え保管を除く。)に係る許可証の交付
- 2 既存の収集運搬業者(積替え保管を含む。)に係る許可証の交付
- 3 既存の収集運搬業者に係る許可証の交付に係る手続の期間
- 4 既存許可業者の許可証交付に係る特例

● 【参考】産業廃棄物処理基準

(石綿含有産業廃棄物等の収集運搬及び積替え保管に関する事項抜粋)

- 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合に添付する書類(収集運搬業用)
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合に添付する書類(収集運搬業用)
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書
- 石綿含有産業廃棄物の汚泥(石綿含有仕上塗材)に係る申出書
- 運搬容器等の写真
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の審査事項

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の 収集運搬及び積替え保管に関する指導方針

令和4年4月1日策定

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある石綿及び水銀の適正かつ円滑な処理を確保するために、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬及び積替え保管に関する指導方針(以下「指導方針」という。)を下記のとおり定める。

また、本指針の確実な遂行を図るため、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばい じん等(以下「石綿含有産業廃棄物等」という。)の収集運搬を業として行おうとする者が、許可申請等に 際して添付する書類を併せて定める。

記

第1 指導方針の対象

- 1 指導方針の対象となる者
 - (1) 石綿含有産業廃棄物等の収集運搬を業として行おうとする者。 ※収集運搬業(積替え保管を除く)については、川口市内のみにおいて業を行う場合に限る。

2 対象となる産業廃棄物の概要

- (1) <u>石綿含有産業廃棄物</u>:工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。(参)規則第7条の2の3
- (2) <u>水銀使用製品産業廃棄物</u>:水銀電池、蛍光ランプ等。水銀式血圧計、水銀体温計等は回収義務有。 (参)規則第7条の2の4
- (3) 水銀含有ばいじん等:燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥のうち、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの及び廃酸、廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの。燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥のうち、水銀を1,000mg/kg以上含有するもの及び廃酸、廃アルカリのうち、水銀を1,000mg/L以上含有するものは回収義務有。(参)規則第7条の8の2
- ※ <u>廃石綿等(特別管理産業廃棄物)</u>: 石綿建材除去事業に係るもの等、飛散するおそれのあるもの。 処分施設に直送することが原則となる。(参)令第2条の4第5号
- ※ 水銀汚染物 (特別管理産業廃棄物): 鉱さい、ばいじん、汚泥のうち、特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が 0.005mg/kg を超えるもの及び廃酸、廃アルカリのうち、特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が 0.005mg/L を超えるもの。鉱さい、ばいじん、汚泥のうち、水銀を1,000mg/kg 以上含有するもの及び廃酸、廃アルカリのうち、水銀を1,000mg/L 以上含有するものは回収義務有。(参)令第2条の4第5号
- ※ <u>廃水銀等(特別管理産業廃棄物)</u>:特定施設において生じた廃水銀等及び回収した廃水銀。 (参)令第2条の4第5号

第2 収集運搬及び積替え保管に関する事項

石綿含有産業廃棄物等の収集運搬を業として行おうとする者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に規定する「産業廃棄物処理基準」及び「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル第3版)【令和3年3月環境省環境再生・資源循環局】又は「水銀廃棄物ガイドライン第3版【令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課】」を遵守するほか、以下の指導事項に従うこと。

1 共通の事項

- (1) 収集運搬について
 - ア 石綿含有産業廃棄物等を破砕又は切断することなく、収集運搬すること。 (パッカー車及びプレスパッカー車は使用しないこと。)
 - イ 石綿(石綿含有産業廃棄物等に由来するものを指す。以下同じ。)、水銀(石綿含有産業廃棄物等に由来するものを指す。以下同じ。)が飛散・流出しないよう、石綿含有産業廃棄物等を、容易に破損しない梱包材又は容器に収納し、かつ、収集運搬車両の荷台をシートで覆う等の措置を講じること。
 - ウ 石綿含有産業廃棄物等をその他の物と混載して収集又は運搬する場合は、混合しないよう仕切り を設ける等の措置を講じること。

(2) 積替え保管について

- ア 石綿含有産業廃棄物等を破砕又は切断しないこと。
- イ 石綿、水銀が飛散・流出しないよう、石綿含有産業廃棄物等を、容易に破損しない梱包材又は容器に収納する等の措置を講じること。
- ウ その他のものと混合しないよう仕切りを設ける等の措置を講じること。
- エ 石綿含有産業廃棄物等を荷卸しするときは、梱包又は容器が破損しない方法により行うこと。

2 石綿含有産業廃棄物に関する事項

- (1) 収集運搬について
 - ア 梱包した石綿含有産業廃棄物は、検査など必要がある場合を除き、開梱しないこと。

(2) 積替え保管について

- ア 石綿含有産業廃棄物の保管を専用とする脱着式コンテナを用いて保管し、当該コンテナを装着できる脱着装置付コンテナ専用車でそのまま搬出すること。
- イ 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう**建屋内で積替え保管**すること。
- ウ 保管場所には散水設備等を設け、適宜使用し、梱包、破損時等の石綿の飛散を防止すること。
- エ 梱包又は容器に収納した石綿含有産業廃棄物は、検査など必要がある場合を除き開梱しないこと。

3 水銀使用製品産業廃棄物に関する事項

(1) 収集運搬について

ア 破損した水銀使用製品産業廃棄物は、密閉できる容器等に収納し、水銀の飛散・流出を防止する 措置を講じること。

(2) 積替え保管について

ア 破損した水銀使用製品産業廃棄物は、密閉できる容器等に収納し、水銀の飛散・流出を防止する 措置を講じること。また、保管場所が高温にさらされないための必要な措置を講じること。

イ 保管場所が屋外の場合は、シートで覆う等の措置を講じること。

4 水銀含有ばいじん等に関する事項

(1) 収集運搬について

ア 水銀含有量が 1,000mg/kg (廃酸・廃アルカリの場合は 1,000mg/L) 以上のものは、他の水銀含有ばいじん等と混合しないような措置を講じること。

(2) 積替え保管について

ア 水銀含有量が 1,000mg/kg (廃酸・廃アルカリの場合は 1,000mg/L) 以上のものは、他の水銀含有ばいじん等と混合しないような措置を講じること。

- イ 保管場所が高温にさらされないための必要な措置を講じること。
- ウ 保管場所が屋外の場合は、シートで覆う等の措置を講じること。

石綿含有産業廃棄物等の中間処理に伴う保管については、指導方針に準じた指導を行うこととするが 中間処理の実情等を踏まえ個別に対応する。

第3 許可申請書等に添付する書類

石綿含有産業廃棄物等の収集運搬を業として行おうとする者は、川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例に規定する事業計画書(以下「事業計画書」という。)及び法に規定する許可申請書(以下「許可申請書」という。)に以下の書類を添付すること。

1 石綿含有産業廃棄物(収集運搬業:積替え保管を除く。)の添付書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書(積替え保管を除く。)
 - ア 排出場所から目的地まで運搬する車両に関する書類
 - (ア) 車両の荷台の写真
 - (イ) 石綿含有産業廃棄物が他の廃棄物と混合しないための仕切り等必要な措置に関する説明 資料、図面
 - (ウ) 石綿の飛散防止対策に関する説明資料、図面

2 石綿含有産業廃棄物(収集運搬業:積替え保管を含む。)の添付書類

- (1) 廃棄物処理施設設置等の事業計画書
 - ア 排出場所から積替え保管を行う事業地まで運搬する車両に関する書類
 - (ア) 車両の荷台の写真
 - (イ) 石綿含有産業廃棄物が他の廃棄物と混合しないための仕切り等必要な措置に関する説明 資料、図面
 - (ウ) 石綿の飛散防止対策に関する説明資料、図面
 - イ 積替え保管を行う事業地から処分先まで運搬する車両(脱着装置付コンテナ専用車)に関する書 類
 - (ア) 車両(脱着装置付コンテナ専用車)及び脱着式コンテナの写真
 - (イ) 梱包又は容器の使用方法
 - (ウ) 石綿の飛散防止対策に関する説明資料、図面
 - ウ 石綿含有産業廃棄物の収集運搬に関する事業計画の概要
 - エ 石綿含有産業廃棄物を保管する脱着式コンテナの図面及びコンテナ置場の位置図
 - オ 保管場所における飛散防止対策に関する説明資料、図面
 - カ 運搬先の許可証の写し等
 - キ 散水設備等に関する説明資料
 - ク 石綿含有産業廃棄物の保管量が1日当たりの平均搬出量の7日分を超えないことを説明する資料
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書(積替え保管を含む。)
 - (1)と同じ。

3 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等<u>(収集運搬業:積替え保管を除く。)</u>の添付書類

- (1) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書(積替え保管を除く。)
 - ア 排出場所から目的地まで運搬する車両に関する書類
 - (ア) 車両の荷台の写真
 - (イ) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が他の廃棄物と混合しないための仕切り等 必要な措置に関する説明資料、図面
 - (ウ) 水銀の飛散・流出防止対策に関する説明資料、図面

4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等(収集運搬業:積替え保管を含む。)の添付書類

- (1) 廃棄物処理施設設置等の事業計画書
 - ア 排出場所から積替え保管を行う事業地まで運搬する車両に関する書類
 - (ア) 車両の荷台の写真
 - (イ) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が他の廃棄物と混合しないための仕切り等 必要な措置に関する説明資料、図面
 - (ウ) 水銀の飛散・流出防止対策に関する説明資料、図面
 - イ 積替え保管を行う事業地から処分先まで運搬する車両に関する書類
 - (ア) 車両の写真
 - (イ) 梱包又は容器の使用方法
 - (ウ) 水銀の飛散・流出防止対策に関する説明資料、図面
 - ウ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬に関する事業計画の概要
 - エ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管場所の図面
 - オ 保管場所における飛散・流出防止対策等に関する説明資料、図面
 - カ 運搬先の許可証の写し等
 - キ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管量が1日当たりの平均搬出量の7日分を 超えないことを説明する資料
- (2) 産業廃棄物収集運搬業の許可申請書(積替え保管を含む。) (1)と同じ。

石綿含有産業廃棄物等の中間処理に伴う保管の添付書類については、指導方針に準じた添付を行うこととするが、中間処理の実情等を踏まえ個別に対応する。

第4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する経過措置

1 既存の収集運搬業者(積替え保管を除く。)に係る許可証の交付

平成29年10月1日より前に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に該当する産業廃棄物の収集運搬(積替え保管を除く。)を行い、同日以降も継続して事業範囲を拡大せずに事業を行う者(以下「既存収集運搬業者(積替え保管を除く。)」という。)は、平成29年10月1日以降最初の更新許可申請書の提出時に以下の書類を提出する。

なお、更新許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書とあわせて以下の書類の提出を可能とする。

市はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証を交付する。

- (1) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書
- (2) 第3 許可申請書等に添付する書類 3(1)のア

2 既存の収集運搬業者(積替え保管を含む。)に係る許可証の交付

平成29年10月1日より前に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に該当する産業廃棄物の収集運搬(積替え保管を含む。)を行い、同日以降も継続して事業範囲を拡大せずに事業を行う者(以下「既存収集運搬業者(積替え保管を含む。)」という。)は、平成29年10月1日以降最初の更新許可申請書の提出時に以下の書類を提出する。

なお、更新許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書とあわせて以下の書類の提出を可能とする。

市はこれらの書類の提出を受けて、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証を交付する。

- (1) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書
- (2) 既存収集運搬業者であることを示す資料
 - ア 平成29年10月1日より前の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の積替え保管に関する契約書、マニフェスト(B1票)の写し、説明資料等
 - イ 水銀含有ばいじん等については、水銀含有量が 15mg/kg (廃酸・廃アルカリの場合は 15mg/L) を 超えるものを取扱っていたことを示す分析証明書の写し等 (任意)
- (3) 第3 許可申請書等に添付する書類 4(1)のア〜キ

3 既存許可業者に係る許可証の交付に係る手続きの期間

既存収集運搬業者(積替え保管を除く。)及び既存収集運搬業者(積替え保管を含む。)が水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証の交付を受けるための更新許可申請書等の提出期間は、令和4年9月30日(優良認定業者にあっては令和6年9月30日)までとする。

4 既存許可業者の許可証交付に係る特例

(1) 更新許可申請書等の提出までの期間が長い場合の特例

既存許可業者について、平成29年10月1日から更新許可申請書等の提出までの間が長い場合などは、更新許可申請書に代えて水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明確にした変更届出書を提出する。

本特例の期限は令和4年9月30日(優良認定業者にあっては令和6年9月30日)までとし、この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1又は2のとおりとする。

第5 石綿含有産業廃棄物の汚泥(石綿含有仕上塗材)に関する経過措置

1 既存の収集運搬業者(積替え保管を除く。)に係る許可証の交付

現に産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)の汚泥の許可を有する事業者であって、令和4年4月1日より前から産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く。)の石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類のいずれか)の許可又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可※1を有する事業者は、同日以後最初の更新許可申請又は変更許可申請のいずれか早い方の申請書の提出時に(1)の書類を提出するものとする。

また、石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱う者は、(1)と併せて(2)の書類を提出するものとする。

なお、更新許可申請書又は変更許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて提出することができる。

市はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証を交付※2する。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の汚泥(石綿含有仕上塗材)に係る申出書
- (2) 第3 許可申請書等に添付する書類 1(1)のア
- ※1 市から許可を受けていない場合は、埼玉県の許可でも可とする。

※2 市は、産業廃棄物収集運搬業の汚泥の許可に限定が付されている場合は、当該限定の内容により石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いの可否について個別に判断する。(下記2について同じ。)

2 既存の収集運搬業者(積替え保管を含む。)に係る許可証の交付

現に産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)の汚泥の許可を有する事業者であって、令和4年4月1日より前から産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含む。)の石綿含有産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類のいずれか)の許可又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可※1を有する事業者は、同日以後最初の更新許可申請又は変更許可申請のいずれか早い方の申請書の提出時に(1)の書類を提出するものとする。

また、石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱う者は、(1)と併せて(2)の書類を提出するものとする。

なお、更新許可申請書又は変更許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて提出することができる。

市はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証を交付※2、3する。

ただし、石綿含有産業廃棄物の汚泥について、積替え保管を行わず直送のみ行う場合は、提出する書類を上記1に代えることができる。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の汚泥(石綿含有仕上塗材)に係る申出書
- (2) 第3 許可申請書等に添付する書類 2(1)のア~ク

※3 石綿含有産業廃棄物の汚泥を積替え保管できる旨を明記することができるのは、積替え保管できる 産業廃棄物の種類に汚泥の許可を有する者であって、積替え保管できる産業廃棄物の種類に石綿含有産 業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、が れき類のいずれか)の許可又は積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等の許可を有する 者に限る。また、石綿含有産業廃棄物の汚泥を積替え保管する場合であっても、汚泥の保管施設の保管 能力が従前より増大しない者に限る。

3 既存の収集運搬業者に係る許可証の交付に係る手続の期間

(1) 既存の収集運搬業者 (積替え保管を除く。) 及び既存の収集運搬業者 (積替え保管を含む。) が石 綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証の交付を受けるための書類の提出期間は令和4年4 月1日以後最初の更新許可申請時又は変更許可申請時のいずれか早い方までとする。

なお、当該期間を過ぎた場合に、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証の交付を受けるためには、変更許可申請が必要となる。また、当該期間内であっても、一度石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の申出書を提出した者が石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証の交付を受けるためには、変更許可申請が必要となる。

(2) 令和4年4月1日以前に特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可を有する事業者は、当分の間、 石綿含有仕上塗材(施工当時に吹付け工法により施工されたものが廃棄物になったものに限る。)を 廃石綿等に準じて特別管理産業廃棄物とみなして取り扱うことができるものとする。

4 既存の収集運搬業者の許可証交付に係る特例

- (1) 更新許可申請書又は変更許可申請書の提出までの期間が長い場合の特例
 - ア 令和4年4月1日以後最初の更新許可申請書又は変更許可申請書の提出までの間が長い場合などは、 既存の収集運搬業者(積替え保管を除く。)については1回に限り石綿含有産業廃棄物の汚泥に限 定した変更届出書の提出を可能とし、既存の収集運搬業者(積替え保管を含む。)については取り 扱える産業廃棄物又は積替え保管できる産業廃棄物についてそれぞれ1回に限り石綿含有産業廃棄 物の汚泥に限定した変更届出書の提出を可能とする。

この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1又は2のとおりとする。

- イ アの規定は、一度石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の申出書を提出した者については、 適用しない。
- (2) 更新許可申請書又は変更許可申請書の提出までの期間が短い場合の特例
 - ア 更新許可申請書又は変更許可申請書の提出日が近接しているなどの理由により追加書類が用意できず、石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の許可証の交付を受けた既存の収集運搬業者(積替え保管を除く。)及び石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨又は積替え保管しない旨の許可証の交付を受けた既存の収集運搬業者(積替え保管を含む。)については、1回に限り石綿含有産業廃棄物の汚泥に限定した変更届出書の提出を可能とする。

本特例の期限は令和9年3月31日(優良認定業者にあっては令和11年3月31日)までとし、この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1又は2のとおりとする。

イ アの規定は、一度石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の申出書を提出した者については、 適用しない。

附則

この指導方針は令和4年4月1日から施行する。

【参考】産業廃棄物処理基準(石綿含有産業廃棄物等の収集運搬及び積替え保管に関する事項抜粋)

	法	施行令	施行規則
収集運搬に関する処理基準	第12条第1項 事業者は、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならない。	第6条第1項第1号□ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、第3条第1号はの規定の例によること。 (第3条第1号は:読み替え) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。 第6条第1項第1号= 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第3条第1号トの規定の例によること。 (第3条第1号トの規定の例によること。 (第3条第1号ト・読み替え) 積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。 第6条第1項第1号本 産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号リの規定の例によること。 (第3条第1号り(1)(□):読み替え) 環境省令の定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。	第7条の3:読み替え 掲示板は、第1条の5の規定の例による。 (第1条の5第:読み替え) 掲示板は、縦横それぞれ60cm以上であり、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。 1. 保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
		石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号トの規定の例によること。 (第3条第1号ト:読み替え) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	